

## 三重大学関係病院長会議事務部会設置要項

(平成 28 年 3 月 29 日制定)

### (設 置)

第 1 条 三重大学関係病院長会議会則第 7 条の規定に基づき、三重大学関係病院長会議に事務部会を置く。

### (目 的)

第 2 条 事務部会は、関係病院相互における事務系業務に関する情報交換や職員の資質向上並びに相互の連携、協力を図り、地域医療の発展及び病院管理運営の向上に寄与することを目的とする。

### (組 織)

第 3 条 事務部会は、関係病院の事務組織の長にある者をもって組織する。

2 事務部会には、必要に応じ他の職員を出席させることができる。

### (会 議)

第 4 条 事務部会においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 病院経営に関する情報交換に関すること。
- (2) 事務職員の資質向上のための研修会や講演会の企画に関すること。
- (3) 初期研修医及び専攻医の人事や研修等について関係病院間で調整が必要な事項に関すること。
- (4) その他、事務部会で検討が必要とされること。

### (部会長)

第 5 条 事務部会に、部会長を置く。

2 部会長は、三重大学医学・病院管理部長をもって充てる。

### (事 務)

第 6 条 事務部会に関する事務は、三重大学医学・病院管理部総務課において処理する。

### (開 催)

第 7 条 事務部会は、年 1 回部会長が招集する。

2 その他、必要に応じ部会長が招集する。

### 附 則

この要項は、平成 28 年 3 月 29 日から施行する。